家賃等代理納付（新規・変更）依頼書

船橋市福祉事務所長　あて

　　　年　　　月　　　日

私は、裏面の「家賃等代理納付に係る留意事項」に同意の上、下記被保護者に係る家賃等について、生活保護法第37条の2及び生活保護法施行令第3条により、下記口座に代理納付するよう依頼します。

**１．代理納付適用者（被保護者）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 　　　 | ケース番号（福祉事務所記入欄） |  |
| 住　　　所 |  |
| 家　　　賃 | 円但し、代理納付額は福祉事務所の家賃認定額を上限とする | 共益費 | 円但し、代理納付額は福祉事務所の認定する額を上限とする | 共益費代理納付同意印（被保護者印） |

**２．賃貸借契約書における賃貸人**　**（依頼者）**

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | （カナ）**賃貸人印** |
|  |
| 郵便番号 | **－** | 電話番号 |  |
| 住　　所 |  |

**３．管理受託者等**（代理納付先口座が管理受託者等名義の場合に記入し、右記に管理受託者等印を押印してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | （カナ）**管理受託者等印** |
|  |
| 郵便番号 | 　　　　－ | 電話番号 |  |
| 住　　所 |  |

**４．代理納付先口座**

銀行・信用金庫

農協・信用組合

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関 | 支店 |
| 預金種別 | １普通　２当座　３その他（　　　　　） | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| 口座名義（カタカナ） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

添付書類 □賃貸借契約書

 □管理受託者等が賃貸人から家賃等の徴収業務を受託している旨確認できる管理委託契約書等

　（代理納付先口座名義人が管理受託者等の場合）

以下、福祉事務所使用欄

上記について添付書類により

・賃貸人が正当な債権者であること

・債権者又は管理受託者等と口座名義が同一であること

（口座名義が管理受託者等の場合は、管理受託者等が賃貸人から賃貸人の徴収業務の委託を受けていること）

を確認しました。

　　　地区　　　　　　　　　　　　　㊞

（裏面あり）

家賃等代理納付に係る留意事項

**下記の事項に同意したら□に✔をしてください。同意が無い場合、代理納付はできません。**

**代理納付について**

* 家賃等代理納付とは生活保護法第37条の2及び同法施行令第3条により、被保護者の家賃に係る住宅扶助及び共益費に係る生活扶助を、当該家賃及び共益費の債権者に代理納付するものです。
* 家賃等代理納付先口座の名義人は原則として賃貸人となります。口座名義人が管理受託者等の場合は、管理受託者等が賃貸人から賃貸料の徴収業務の委託を受けていることが確認できる管理委託契約書等の提出が必要となります。
* 共益費代理納付については代理納付適用者（被保護者）の同意及び押印が必要となります。
* 家賃と共益費で異なる代理納付先口座を設定することはできません。
* 賃貸借契約の内容に関わらず、代理納付の振込日は、定例保護費窓口支給日（以下、「支給日」という。）の直前の開庁日、4月分については支給日となります。
* 賃貸借契約の内容に関わらず、福祉事務所の家賃認定額が家賃の代理納付額となります。但し、代理納付適用者の住宅扶助が家賃認定額を下回った場合は、家賃の代理納付が中止となります。また、賃貸借契約の内容に関わらず、福祉事務所の認定する額が共益費の代理納付額となります。但し、代理納付適用者の生活扶助が当該認定額を下回った場合は、共益費の代理納付が中止となります。共益費の代理納付が中止となった場合に、必ずしも家賃の代理納付が中止になるわけではありません。

**遵守事項**

* 代理納付先口座の口座名義人は、福祉事務所による保護の変更、停止又は廃止の決定もしくは賃貸人又は管理受託者等の変更により、既に代理納付した住宅扶助及び生活扶助が過払いとなった場合は、速やかに福祉事務所に当該過払い分を返還しなければなりません。
* 代理納付先口座が変更となった場合あるいは賃貸人又は管理受託者等が変更となった場合、速やかに本依頼書により福祉事務所に届け出なければなりません。
* 賃貸人又は管理受託者等と代理納付適用者との間に生じた争いについて、家賃等代理納付の実施に関する事項を除いては当事者間で解決してください。
* 前3 項を賃貸人又は管理受託者等が履行しない場合、福祉事務所長は家賃等代理納付を中止又は終了することができます。